

中原区役所危機管理推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 中原区における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、中原区役所危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む。）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- (2) その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、前2項以外の中原区役所及び財政局みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室の管理職をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会議の議長となり、会議を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、危機管理担当において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

- この要綱は、平成17年1月28日から施行する。
この要綱は、平成17年6月1日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。